

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

安心・快適・豊かさ創出の故郷づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県、阿賀野市

3. 地域再生計画の区域

阿賀野市の全域

4. 地域再生計画の目標

阿賀野市は、平成16年4月1日に、2町2村(安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村)が合併し、新たな歴史を刻み始めた。

県都新潟市に隣接し、人口48,491人(平成17年4月1日現在)、面積192.7Km²、東に標高1,000m級の「五頭連峰」を背にして形成された扇状地(新潟平野)に約6,500haの水田が広がる穀倉地帯であり、農業を基幹産業として住民の生活が営まれている。

近年、車社会の到来や高度情報化など住民生活を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、生活スタイルの多様化や産業構造の複雑化などにより、住民ニーズも高度かつ多様化しており、現在策定中である総合計画の市民アンケート調査では、安全・安心を最優先としたまちづくりや福祉サービス、保健・医療・救急体制の充実のための施策展開への期待が高い結果となっている。

また、産業振興による市内での雇用の場の創出が定住人口の増加につながり地域の発展にも結びつくことから、雇用機会の増加を含めた産業振興への期待も高い。

このような中、当市が合併時に策定した新市建設計画では、住みやすさを実感できる都市づくりとして、市道や農道などの道路ネットワークを強化するための道路整備を進め、他市町村の人が住みたいと思い、すべての市民が住んでよかったと感じられるまちを目指すことを盛り込んでいるほか、現在策定中の総合計画基本構想案においては、豊かな都市環境を創造するまちづくりとして、市民の生活をより快適なものとし、また産業経済活動を円滑に展開できるよう道路をはじめとする都市基盤を整備することにより、だれもが住みたくなるまちを目指していくことを盛り込んでいる。

しかしながら、現在当市内においては、国道49号線と国道460号線との交差点及び国道49号線と県道水原停車場線との交差点をはじめとした慢性的な交通渋滞箇所が存在することから、市道や広域農道の整備を推進し、道路整備網を充実させることは、福祉施設や医療機関をはじめとする公共・公的施設などへの快適移動を可能とし、安全・安心を与えるまちづくりを推進するほか、産業を振興するための基盤整備を充実することにより、だれもが住みたく

なるまちを実現し、定住人口の増加や他市町村からの交流人口の増加を通じ生活面及び経済面の両面による地域再生を図る。

(目標1) 道路整備による渋滞ポイントの減少(3箇所 0箇所)

整備区域における渋滞箇所の解消を図る。

(目標2) 定住人口の維持(人口減少割合 3.52% : 平成21年予測 3.00%)

(目標3) 交流人口の増加(交流人口 151万人(平成15年度) 160万人(平成21年度))

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

阿賀野市北部(京ヶ瀬・水原・笹神地区)を横断する広域営農団地農道整備事業北蒲原南部地区(H10年2月25日事業計画の確定)を実施することにより、通作・営農・流通面での改善が図られ、圃場・営農施設・消費地を有機的に結びつけることが可能となるほか、大型機械の導入による農作業の効率化、農業近代化施設の整備と相まった農産物流通圏域の拡大、流通の合理化、交通車両の大型化等を図ることができ、農作業環境の改善による農業振興に大きく寄与するほか、生活道路としても市内北部における東西の移動時間の短縮が図られる。市道御巡幸線(S57年4月1日認定)は広域営農団地農道を補完する道路である。

また、千原東線(H元年12月19日認定)、発久・泉線(S57年4月1日認定)はアクセス道路として重要であるほか、大野地・原線(H元年12月19日認定)の整備を図ることで、県道大室・水原線への移動時間が短縮でき、県道・市道・農道による安心・快適・心の豊かさを創出する道路ネットワークの構築を図る。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

【事業主体】

- ・市道 阿賀野市
- ・広域農道 新潟県

【施設の種類】

- ・市道
- ・広域農道

【事業区域】

- ・市道 阿賀野市
- ・広域農道 阿賀野市

【事業期間】

- ・市道 平成17年度～平成21年度
- ・広域農道 平成17年度～平成21年度

【事業費】

総事業費 25億2千2百万円

- ・市道 12億2千6百万円（うち、交付金6億1千3百万円）
- ・広域農道 12億9千6百万円（うち、交付金6億4千8百万円）

【整備量】

- ・市道 5.3 Km
- ・広域農道 5.3 Km

5 - 3 その他の事業

「だれもが住みたくなるまち」を目指し、地域再生法に規定する特別な措置による事業の実施のほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

- ・環境美化事業（平成16年度から実施中）
道路や河川などの環境美化のため、市民と市との協働によるクリーン作戦を実施していく。
- ・市営バス運行事業（平成16年度から実施中）
子どもから高齢者までの市民の交通手段を確保するため、公的・公共施設をはじめとする生活関連施設を結ぶバス運行事業（12路線）を実施していく。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、新潟県及び阿賀野市において、計画終了後に必要な調査・検討を行う。

また、計画の事業手法、対象者・受益者、結果について、毎年度毎に事業評価票作成し、内部評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし